

伊勢原市機構集積協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び神奈川県農地中間管理事業関係補助金交付要綱（平成29年4月1日施行。以下「県交付要綱」という。）に基づく機構集積協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(協力金の種類)

第2条 協力金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 実施要綱別記2-1第3の1に掲げる地域集積協力金
- (2) 実施要綱別記2-1第3の2に掲げる経営転換協力金

(協力金の交付対象要件及び交付額)

第3条 協力金の交付対象要件及び交付額は、次のとおりとする。

- (1) 地域集積協力金は、実施要綱別記2-1第5に掲げる要件を満たす地域及び交付額とする。
- (2) 経営転換協力金は、実施要綱別記2-1第6に掲げる要件を満たす者及び交付額とする。

(協力金の交付申請)

第4条 協力金の交付を受ける場合は、次の各号に掲げるいずれかの申請書により申請しなければならない。

- (1) 地域集積協力金の申請書は、伊勢原市機構集積協力金交付申請書（第1号様式）とする。
- (2) 経営転換協力金の申請書は、実施要綱別記2-1様式第1号又は第2号のいずれかとする。

(協力金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容について速やかに審査を行い、適当と認めた場合は、伊勢原市機構集積協力金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(協力金の交付請求)

第6条 協力金の交付決定の通知を受けた者が、協力金の交付を受けようとするときは、伊勢原市機構集積協力金交付請求書（第3号様式）に伊勢原市機構集積協力金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(協力金の返還)

第7条 協力金の交付を受けた者は、実施要綱別記2-1第6の5に該当する場合は、既に交付した協力金を返還しなければならない。

2 実施要綱別記2-1第6の5ただし書に該当する場合は、返還する必要はないものとする。

(協力金の返還手続)

第8条 市長は、協力金の交付を受けた者が前条第1項に該当するときは、協力金の交付

取消決定を行い、伊勢原市機構集積協力金交付取消決定通知書及び協力金返還請求書(第4号様式)により協力金の交付を受けた者に協力金の返還を命ずるものとする。

2 前項に規定する通知を受けた者は、速やかに返還すべき協力金を市長が別に定める期日までに返還するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成27年4月14日告示第66号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第71号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月8日告示第19号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年6月3日告示第147号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

伊勢原市機構集積協力金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名

年度伊勢原市機構集積協力金の交付を受けたいので、伊勢原市機構集積協力金交付要綱第4条の規定により申請します。

1 協力金名 地域集積協力金

2 交付申請額 $(H) \times (I)$ 円

3 事業内容

ア 地域名

イ 機構の活用率 $(G) \div (F)$ %

(単位：㎡)

地域の農地面積 (A)	対象期間前の 貸付面積(B)	対象期間内の 貸付面積(C)	再貸付面積 (D)	貸付期間6年未満の 農地面積(E)
(F) [(A) - (B)]		(G) [(C) - (D)]		交付対象面積(H) (a単位) [(C) - (D) - (E)]

※ 各面積、1㎡未満は切り捨てて記入してください。

※ 交付対象面積は、a単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

ウ 交付単価(I) 万円/10a

エ 協力金の使途

伊勢原市機構集積協力金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市機構集積協力金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- | | | |
|---|--------------------------------------|-----|
| 1 | 協力金名 | 協力金 |
| 2 | 交付決定額 | 円 |
| 3 | 協力金の交付対象となる事業内容については、交付申請書記載のとおりとする。 | |

（事務担当は、 ）

第 3 号様式(第 6 条関係)

伊勢原市機構集積協力金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名 印

年度伊勢原市機構集積協力金について、伊勢原市機構集積協力金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり請求します。

請求額 円

振込先	金融機関名			
	支 店 名			
	口 座 種 別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※添付書類 伊勢原市機構集積協力金交付決定通知書の写し

伊勢原市機構集積協力金交付取消決定通知書及び協力金返還請求書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付で交付の決定をした伊勢原市機構集積協力金については、次の理由により交付の決定を取り消すことに決定し、次の額について返還請求します。

年 月 日

伊勢原市長 印

- 1 取消理由 伊勢原市機構集積協力金交付要綱第7条第1項に該当しているため
- 2 交付決定額 円
- 3 返還請求額 円
- 4 対象地及び面積

大 字	地 番	面 積	備 考

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊勢原市長に対して異議申立てをすることができます。またこの処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しを求める訴えはその異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

（事務担当は、 ）